

[事案 2021-75] 新契約無効等請求

・令和4年1月13日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-76] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明によって、先進医療特約の保障内容は変わらないと誤信したこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年5月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金等の差額および担当者の対応が原因で発生した通院費用を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、「先進医療の内容は減多に変わることはない。」と説明されたため、配偶者が先進医療特約に加入することになり、自分は本契約に申し込みをした。
- (2) 契約後に先進医療の項目が減った旨のはがきが届いた。
- (3) 苦情対応者の常識はずれな対応により、体調を崩し通院した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人配偶者に対して、先進医療特約の支払対象は、先進医療の内容の見直しに伴い、連動して対象範囲が変わるものであるという説明をしたが、本契約は、先進医療特約を付加していないため、先進医療特約の支払対象が変わったことによる影響を受けるものではない。
- (2) 苦情対応者の対応に問題となるところはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。